

第11表 厚生保険特別会計児童手当勘定の平成14年度収支状況

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
収 入	351,080,215,893	支 出	334,911,688,724
拠 出 金	138,106,400,611	被用者児童手当交付金	95,765,269,500
国庫負担金	191,595,674,000	特例給付交付金	29,886,675,000
被用者児童手当財源	121,987,404,000	被用者就学前特例給付交付金	92,287,218,948
非被用者児童手当財源	60,381,167,000	非被用者児童手当交付金	33,216,505,588
事務費財源	9,227,103,000	非被用者就学前特例給付交付金	38,336,015,619
積立金より受入	0	事 務 費	10,291,311,932
前年度剰余金	19,679,832,576	児 童 育 成 事 業 費	30,117,078,666
その他の収入	1,698,308,706	そ の 他 の 支 出	11,613,471
		収 支 差 引	16,168,527,169
		翌年度へ繰越	37,946,000
		翌年度歳入へ繰入	12,637,295,197
		積立金へ積立	3,493,285,972

第12表 拠出金徴収状況

(平成14年度)

区 分	徴収決定額	収納済額
	円	円
厚生年金保険関係	138,315,514,040	135,157,548,141
船員保険関係	375,791	0
共済組合関係	2,948,894,845	2,948,894,845
農林漁業団体	294,916,715	294,916,715
私立学校	2,185,270,223	2,185,270,223
地方団体共済	118,275,054	118,275,054
その他	350,432,853	350,432,853

(注) 1 厚生年金保険関係・船員保険関係は、厚生保険特別会計業務勘定と船員保険特別会計における徴収状況である。

2「徴収決定額」は、翌年度への繰越額を含む。

第13表 厚生年金保険関係・都道府県別拠出金徴収状況

(平成14年度)

区分	厚生年金保険関係			収納済額
	徴収決定済額			
	合計	前年度からの繰越額	本年度分	
合計	円 138,315,514,040	円 2,857,934,413	円 134,025,150,799	円 135,157,548,141
北海道	4,283,158,799	112,258,454	4,170,900,345	4,153,839,668
青森県	886,716,715	46,266,951	840,449,764	838,935,949
岩手県	931,168,597	16,874,641	914,293,956	913,412,072
宮城県	1,884,171,768	59,796,923	1,824,374,845	1,823,099,994
秋田県	728,208,635	4,923,138	723,285,497	722,922,743
山形県	919,057,756	14,683,881	904,373,875	901,962,005
福島県	1,482,894,841	50,466,013		1,426,847,871
茨城県	1,858,182,543	90,437,997	1,767,744,546	1,762,934,285
栃木県	1,345,744,881	29,354,526	1,316,390,355	1,313,100,680
群馬県	1,648,096,622	19,119,941	1,628,976,681	1,626,872,940
埼玉県	3,606,847,400	128,421,049	3,478,426,351	3,466,662,701
千葉県	2,831,937,094	84,369,664	2,747,567,430	2,741,461,720
東京都	41,537,017,253	313,286,083	41,223,731,170	41,151,779,420
神奈川県	6,380,118,799	110,652,088	6,269,466,711	6,258,474,993
新潟県	2,493,895,628	43,723,013	2,450,172,615	2,446,945,370
富山県	1,248,304,760	37,679,679	1,210,625,081	1,209,513,820
石川県	1,119,716,084	23,893,579	1,095,822,505	1,093,980,281
福井県	775,902,735	3,585,122	772,317,613	771,194,062
山梨県	628,800,921	4,230,884	624,570,037	623,322,085
長野県	1,932,023,966	24,338,755	1,907,685,211	1,908,851,901
岐阜県	1,701,349,559	24,113,765	1,677,235,794	1,672,225,645
静岡県	3,700,917,626	68,504,718	3,632,412,908	3,626,824,594
愛知県	8,848,006,060	154,708,585	8,693,297,475	8,681,028,383
三重県	1,299,412,296	44,287,852	1,255,124,444	1,249,981,403
滋賀県	1,011,198,814	7,729,299	1,003,469,515	1,002,570,505
京都府	2,439,180,539	99,899,169	2,339,281,370	2,340,783,560
大阪府	14,106,652,543	381,005,103	13,725,647,440	13,690,947,983
兵庫県	4,336,757,542	197,207,567	4,139,549,975	4,126,236,930
奈良県	633,809,140	22,640,044	611,169,096	610,169,081
和歌山県	627,995,331	18,326,000	609,669,331	608,147,819
鳥取県	471,524,661	17,481,651	454,043,010	450,658,653
島根県	592,002,829	22,120,119	569,882,710	567,781,946
岡山県	1,673,164,423	53,213,879	1,619,950,544	1,615,761,258
広島県	3,007,846,116	135,919,054	2,871,927,062	2,860,784,880
山口県	1,173,165,477	23,134,094	1,150,031,383	1,147,852,824
徳島県	602,874,358	19,125,226	583,749,132	579,120,597
香川県	1,012,334,396	19,274,958	993,059,438	991,416,137
愛媛県	1,192,374,910	24,914,444	1,167,460,466	1,163,347,493
高知県	581,035,460	20,221,210	560,814,250	558,228,974
福岡県	4,550,845,548	124,022,970	4,426,822,578	4,414,115,181
佐賀県	569,505,763	18,240,380	551,265,383	547,691,822
長崎県	988,049,888	31,347,974	956,701,914	951,540,484
熊本県	1,183,938,057	31,379,882	1,152,558,175	1,144,351,653
大分県	827,549,730	24,105,838	803,443,892	800,428,891
宮崎県	792,489,653	22,099,043	770,390,610	768,842,925
鹿児島県	1,128,029,959	25,754,590	1,102,275,369	1,098,092,196
沖縄県	741,537,565	8,794,618	732,742,947	732,501,764

注) 「徴収決定済額」は、翌年度への繰越額を含む。

平成14年度の主な児童育成事業費の概要

1. 乳幼児のための多様な保育サービスの提供

(1) 乳児保育促進対策費等事業費

多様化した保育ニーズに対応し、就労と育児の両立支援を進めるため、乳児保育、延長保育・休日保育等の推進に必要な経費について補助を行った。

2. 児童のための多様なサービスの提供

(1) 児童厚生施設整備費

児童に健全な遊びを与えて、健康・体力を増進し、又は情操を豊かにすること等を目的とする児童館及び児童センター等の児童厚生施設の整備に必要な経費について補助を行った。

(2) 民間児童厚生施設等活動推進等事業費

児童に健全かつ創造的な遊び活動を体験させ、児童の情操や健康の増進を図ることを目的とする民間児童厚生施設に対して、健全育成の推進を図るために必要な経費について補助を行った。

(3) 児童環境づくり基盤整備事業費

近年の出生率の低下、核家族化や都市化の進展、地域コミュニティの弱体化に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻くさまざまな問題が生じている状況を踏まえ、都道府県、市町村が地域の実情に応じた児童環境づくりの基盤整備を実施するために必要な経費について補助を行った。

(4) 放課後児童健全育成事業費

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る放課後児童クラブの活動に必要な経費について補助を行った。

3. 子育て家庭における育児支援事業

(1) 乳幼児健康支援一時預かり事業

保護者の疾病や、勤務の都合等により、病状回復期の児童やひとり親家庭や共働き家庭で、家庭における養育が困難な児童等を、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護等を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために必要な経費について補助を行った。

(2) 子育て支援短期利用事業

保護者の疾病、出産や恒常的な残業等の事由により、家庭における養育が困難となった児童等を児童福祉施設等において一定の期間、養育・指導することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために必要な経費について補助を行った。

(3) 家庭訪問支援事業

問題性のある児童とその家族に対して、児童相談所、児童家庭センター等の関係機関の連携の下、訪問などによる育児支援・相談などの家庭的ケア・心理的ケアを行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために必要な経費について補助を行った。

(4) つどいの広場事業

主に乳幼児（0～3歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場等として機能する「つどいの広場」の運営に必要な経費について補助を行った。

(5) 子育て支援対策事業

子育てNPO指導者や子育てサークルリーダーに対する研修を実施することにより、地域の多様な子育て支援策の充実等を図るために必要な経費について補助を行った。また、「子育て支援」を中心テーマに、各国で先駆的に実施されている子育て支援の事例紹介や意見交換などを行う子育て支援に関する国際シンポジウムを開催するために必要な経費について補助を行った。

4. 就労と育児の両立のための子育て支援事業

(1) 地域子育て支援等事業

一般事業主等が地域や職域の児童を対象として、放課後児童健全育成等事業を実施する場合の施設整備や、企業が所有する厚生施設等を開放し、集団遊びや体力づくり等のグループ活動等を実施する場合、その他、事業所内保育施設等の運営が適正に推進されるための保育従事者等に対する研修等の実施に必要な経費について補助を行った。

(2) 企業委託型保育サービス事業

一般の保育所では対応できない深夜や休日における保育需要に対応するため、企業が、深夜や休日における保育施設の運営を、児童福祉施設を経営する社会福祉法人に委託して行う場合、その受託機能の強化を図るために必要な経費について補助を行った。

(3) ベビーシッター育児支援事業

勤務形態が通常の保育時間に当てはまらない特別な職種等により、公的保育では対応しきれない多様で特殊な保育需要に対してベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料の一部を軽減するために必要な経費について補助を行った。

< 児童手当制度の沿革 >

昭和 47 年 児童手当制度発足
義務教育終了前の第 3 子以降を対象（段階実施）

昭和 53 年 法律改正
福祉施設（健全育成サービス）の導入

昭和 57 年 行政改革特例法による特例措置
・ 所得制限の強化
・ 特例給付の導入

昭和 60 年 法律改正
義務教育就学前の第 2 子以降を対象（段階実施）

平成 3 年 法律改正
・ 3 歳未満の第 1 子以降を対象（段階実施）
・ 手当額の増額 第 1・2 子 5,000 円
第 3 子以降 10,000 円

平成 6 年 法律改正
・ 児童育成事業の創設

平成 12 年 法律改正
義務教育就学前まで支給対象拡大

平成 13 年 所得制限を緩和
（支給率を概ね 85.0% に引き上げ）